

実 務 事 例

分類	給与手当	作成年月日	平成21年7月 13 日
表題	児童手当に係る支給要件児童の 18 歳到達による手当額改定請求		
内容	<p>① 事務処理内容 第1子が18歳に達した日以後の最初の3月31日(平成21年3月31日)を迎えたことにより、第3子(11歳)の児童手当が変更(10,000→5,000円)になるため該当職員より「額改定請求」を提出してもらい、認定簿の写しを学校人事課へ送付した。</p> <p>②問題点や苦勞したこと(間違いなどで指摘されたこと) うっかりしていて年度始めに手続きが出来なかったが、該当校には5月にスターズにより「額改定請求」提出の通知が来たので、6月分の電算報告には間に合った。</p> <p>② 実際やったこと、工夫したこと(訂正したこと) 添付書類(児童手当用所得証明書等)について必要かどうかを、学校人事課へたずねたところ、不要とのことだった。</p>		
添付書類	なし		
感想	<p>昨年度の実務事例でも挙がっていたことなのに、うっかりしていたことを反省した。</p> <p>また、児童が12歳に達した日以後の最初の3月31日を迎えたこと(小学校修了)による額改定請求については職権にて処理されるため、<u>届出は不要だ</u>ということも再認識出来た。</p>		

※ 分類は、給与手当・旅費・文書・共済組合・予算・諸会計・備品管理・その他等